

議員提出議案第1号

杉並区議会情報公開条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成28年2月17日

提出者	杉並区議会議員	井 口	かづ子
	同	渡 辺	富士雄
	同	大和田	伸
	同	そ ね	文 子
	同	岩 田	いくま
	同	増 田	裕 一
	同	安 斉	あきら
	同	川原口	宏 之
	同	脇 坂	たつや
	同	原 田	あきら
	同	けしば	誠 一
	同	佐々木	浩

杉並区議会議長 はなし 俊 郎 様

杉並区議会情報公開条例の一部を改正する条例

杉並区議会情報公開条例（平成12年杉並区条例第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「第15条」を「第14条の2」に改める。

第3章中第15条の前に次の1条を加える。

（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）

第14条の2 この条例の規定による処分（公開請求に係る不作為を含む。以下同じ。）についての行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定に基づく審査請求（以下「審査請求」という。）については、同法第9条第1項本文の規定は、適用しない。

第15条の見出しを「（審査請求があった場合の手続）」に改め、同条中「関して、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づく不服申立て」を「ついで審査請求」に、「不服申立てについて決定」を「審査請求について裁決を」に改め、同条各号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第16条第1号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、「参加人」の次に「（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）」を加え、同条第2号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第3号中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第17条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「決定を」を「裁決を」に改め、同条第1号中「不服申立て」を「審査請求」に、「する決定」を「する裁決」に改め、同条第2号中「不服申立て」を「審査請求」に、「の決定」を「の裁決」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成28年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この条例による改正後の杉並区議会情報公開条例（以下「新区議会情報公開条例」という。）の規定は、施行日以後にされた新区議会情報公開条例の規定による処分（新区議会情報公開条例第10条第1項に規定する公開請求に係る不作為を含む。）についての行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定に基づく審査請求について適用し、施行日前にされたこの条例による改正前の杉並区議

会情報公開条例（以下「旧区議会情報公開条例」という。）の規定による処分（旧区議会情報公開条例第10条第1項に規定する公開請求に係る不作為を含む。）についての行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づく不服申立てについては、なお従前の例による。

（提案理由）

行政不服審査法が改正されたことに伴い、情報公開請求に係る処分等について審理員による審理手続に関する規定の適用を除外する等の必要がある。

杉並区議会情報公開条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
目次	目次
前文	前文
第 1 章及び第 2 章 略	第 1 章及び第 2 章 略
第 3 章 救済の手續（ <u>第 1 4 条の 2—</u> 第 1 7 条）	第 3 章 救済の手續（ <u>第 1 5 条—</u> 第 1 7 条）
第 4 章 略	第 4 章 略
附則	附則
<u>（審理員による審理手續に関する規定の適用除外）</u>	
<u>第 1 4 条の 2 この条例の規定による処分（公開請求に係る不作為を含む。以下同じ。）についての行政不服審査法（平成 2 6 年法律第 6 8 号）の規定に基づく審査請求（以下「審査請求」という。）については、同法第 9 条第 1 項本文の規定は、適用しない。</u>	
<u>（審査請求があった場合の手續）</u>	<u>（救済の手續）</u>
第 1 5 条 議長は、この条例の規定による処分について <u>の審査請求</u>	第 1 5 条 議長は、この条例の規定による処分について <u>に関して、行政不服審査法（昭和 3 7 年法律第 1 6 0 号）の規定に基づく不服申立て</u> があった場合は、次に掲げる場合を除き、遅滞なく、杉並区議会情報公開推進委員会の意見を聴いて、当該 <u>審査請求</u> について <u>裁決</u> をしなければならない。
<u>が</u> あった場合は、次に掲げる場合を除き、遅滞なく、杉並区議会情報公開推進委員会の意見を聴いて、当該 <u>審査請求</u> について <u>裁決</u> をしなければならない。	<u>不服申立て</u> について <u>決定</u> しなければならない。

(1) 審査請求 が不適法であり、却下する場合

(2) 公開決定等（公開請求に係る情報の全部を公開する旨の決定を除く。以下この号及び第17条において同じ。）を取り消し、又は変更し、当該審査請求に係る情報の全部を公開することとする場合（ただし、当該公開決定等について第三者から反対意見書が提出されている場合を除く。）

（意見を聴いた旨の通知）

第16条 前条の規定により意見を聴いたときは、次に掲げるものに対し、その旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）

(2) 請求者（請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該審査請求に係る公開決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）

第17条 第13条第2項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合に準用する。

(1) 不服申立てが不適法であり、却下する場合

(2) 公開決定等（公開請求に係る情報の全部を公開する旨の決定を除く。以下この号及び第17条において同じ。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る情報の全部を公開することとする場合（ただし、当該公開決定等について第三者から反対意見書が提出されている場合を除く。）

（意見を聴いた旨の通知）

第16条 前条の規定により意見を聴いたときは、次に掲げるものに対し、その旨を通知しなければならない。

(1) 不服申立人及び参加人 _____

(2) 請求者（請求者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該不服申立てに係る公開決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続）

第17条 第13条第2項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定をする場合に準用する。

(1) 公開決定に対する第三者からの
審査請求 を却下し、又は棄却する
裁決

(2) 審査請求 に係る公開決定等
を変更し、当該公開決定等に係る情報
を公開する旨の裁決（第三者である
参加人が当該情報の公開に反対の意
思を表示している場合に限る。）

(1) 公開決定に対する第三者からの
不服申立て を却下し、又は棄却する
決定

(2) 不服申立て に係る公開決定等
を変更し、当該公開決定等に係る情報
を公開する旨の決定（第三者である
参加人が当該情報の公開に反対の意
思を表示している場合に限る。）